

平成30年度事業計画

平成30年4月1日
一般社団法人 日本医療法人協会

超高齢社会の一層の進展とともに、社会保障制度に対する国民の要求が今後増大していくことは間違いありません。全病院の7割近く、全病院病床の5割以上を開設する医療法人は、医療機関の中核としてますます重い責任を担っていかねばなりません。日本医療法人協会は本年度、次の事業を通じてこの社会的な期待に応えてまいります。

1 国民の立場に立った医療政策等の検討・提言

(1) 医療の実情を踏まえた医師の働き方改革の提言

政府は我が国労働者の働き方を全面的に見直す「働き方改革」を、平成28年度（2016年度）から開始しました。

この改革は医療界にも求められ、医療従事者、とくに医師の働き方改革をめぐって、現在、官民双方で盛んな議論が行われているところです。

医師その他医療従事者の勤務環境改善に関しては、これまでもタスク・シェアリング、タスク・シフティング等の取り組みがなされており、今後さらに拡大していくべきと考えます。

しかし、単に労働生産性の側面だけから労働時間の単純な上限規制や、実態に即さない日直制限と無分別な深夜割増賃金の強制を行うならば、医師数の大幅な増員や診療報酬の引上げが必要になるでしょう。さもないと全国的な診療体制の縮小を来さざるを得ません。

このような医療の実情を踏まえた改革のあり方を、当協会は提言し、国民の理解を得ていきます。

また、改革を進めるにあたって、国や地方自治体には、民間医療機関への医師の派遣体制の整備充実を求めることとします。

(2) 医療法等について

①地域医療構想調整会議への参加と提言

平成30年度（2018年度）から始まる第7次医療計画では、新たに平成37年（2025年）の医療需要を見据え、医療提供体制の整備を図る地域医療構想が盛り込まれることになりました。地域医療構想の達成に向け、昨年度からすでに全国の地域医療構想調整会議で議論が進められており、今後は開催頻度も一層高まるとみられます。

当協会では、調整会議は病床を削減する場所ではないこと、したがって病床削減ありきの議論を進めないこと、さらに各医療機関の機能分化と連携を進めるにあたっては、公的病院の機能を優先するなどということのないよう、主張してきました。

これからも調整会議のあり方や議論の進め方について参加病院等から情報収集を進め、それを会員にフィードバックすることで調整会議の運営に反映させるなどして、当協会の主張を広めていきたいと考えます。

②地域医療連携推進法人制度への的確な対応

昨年度から施行された地域医療連携推進法人制度は、枠組みが幅広いだけにどのような利用のされかたをするか、不透明な部分のあるところです。

使い次第で、医療法人にとって有利にも不利にもなると思われるため、全国での動向を注視し、会員に必要な情報提供を行っていきます。

③外部監査の導入等に対する異議表明とガバナンス強化に関する会員への周知

平成27年度の医療法改正では、医療法人の経営の透明性の確保（一定基準以上の医療法人への医療法人会計基準の適用と外部監査の義務付け、全ての医療法人に関連当事者との取引状況の届出の義務付け）及びガバナンスの強化（役員の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等、医療法人の内部組織に関する規定の明確化）が図られました。

普通法人と同じ法人税率を課されている医療法人に対し、過大な透明性を課し、事務・費用負担を求めることはきわめて不当です。それを改めて訴えつつ、ガバナンスの強化に関しては改正内容の周知を図ってまいります。

とくに外部監査の義務づけは平成30年度（2018年度）が本格的な適用開始時期に当たることもあり、当協会を中心に医療法人の負担が大きくな

らない監査のあり方を模索し、普及していきたいと考えます。

④介護医療院への転換支援

本年度から「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されることになりました。

超高齢社会における医療・介護サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステム強化のためにも、既存の介護療養型医療施設や医療療養病床から、介護医療院への転換が求められています。

しかし、転換に当たっては、基準の緩和等の配慮を行うことや、地域医療総合確保基金等による財政面からの支援が必要となることは言うまでもありません。転換に対して包括的な支援措置を講じるよう要求していきます。

⑤医療機関における検体検査の精度管理基準の導入への対応

平成29年改正医療法では、遺伝子関連検査の増大を契機に、医療機関が院内で実施する検体検査すべてに、構造設計や管理組織等についての基準を新たに定めることが予定されています。臨床検査技師法の改正により、遺伝子関連検査が医療機関の外部施設に集中してしまうことや、検体数が少ない中小医療機関では、検査の外注拡大、検査・診療機能の低下、診療コストの増大が起こることが懸念されます。

当協会は具体的な基準を設定する際には、①医療機関が現在実施している検査内容等を踏まえ、負担増や診療機能低下に繋がらないようにする、②今後一般化する遺伝子関連検査が、中小医療機関でも実施できる基準とする――というスタンスで、厚生労働省の検討会でもその旨、強く主張してきました。今後も同じ立場を貫いていきます。

(2) 医療法人を取り巻く税制について

①医療に係る消費税の非課税制度見直し

医療に係る消費税の非課税により、医療機関は長く建物、医療機器や器具備品等に対する仕入消費税の負担に苦しんでおります（控除対象外消費税問題）。

消費税率が引き上げられれば、その負担はさらに増大するため、医療界は一丸となって控除対象外消費税問題を抜本的に解決すべきであると強く求めてきました。問題が税制に起因する以上、抜本的解決策は税制の見直しをする以外に方法はありません。

これに関して平成30年度与党税制改正大綱は、「医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る」と、来年度こそ最終的な決断を下すこととしています。

病院における控除対象外消費税の抜本的解決は、仕入れ税額の全額を控除できるようにする税制上の措置しかないと考えます。次年度税制改正大綱でその考えに沿った決断が下されるよう、関係各方面に働きかけてまいります。

②事業税の特例（社会保険診療に対する非課税と自由診療等に対する軽減税率）の存続

事業を行うに際して各種行政サービスを受けることから、応分の負担をするのが事業税ですが、医療についてはこれら2つの特例が設けられています。

保険医療はその公共性から、むしろ行政サービスの一環を形成していること、さらに医療機関は純粋な行政サービスに協力していることから、これら非課税等は当然の措置です。

しかしながら、ここ数年、これらの特例の廃止論議が強まり、今後も見直し論議を継続するとされていることを踏まえ、制度の存続に全力を注ぎます。

③医療法人に対する「中小企業事業承継における相続税・贈与税の納税猶予制度」と同様の制度の創設

一般の中小企業における事業承継の場合、経営者から後継者に自社株が相続・贈与されると、相続税・贈与税の納税が猶予され、そのまま後継者が経営していれば、猶予税額が全額免除される制度があります。これにより事業の存続が保護されているのです。

しかしこの制度は、医療法人に対して適用されません。このため持分のあ

る医療法人の事業承継の際は、後継者の医師が何よりも相続税・贈与税の納税財源捻出に苦勞しなければならないのが実情です。

超高齢社会の進展する中、医療資源はいつそう充実させる必要がある。にもかかわらず、営利企業の事業承継は保護しながら、医療施設の承継は何ら保護しない——これは、明らかな政策上の矛盾です。

医業を継続すること自体が地域社会の利益になることを踏まえ、中小企業と同様の納税猶予制度の創設を求めています。

④持分なし医療法人への移行促進税制の周知・普及

当協会の長らく要望していた持分なし医療法人への移行促進税制が、平成29年10月からスタートしました。

この移行税制は、従来の「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」を拡充し、認定医療法人が持分なし医療法人に移行した場合、持分放棄に伴う医療法人への贈与税を非課税とするものです。

本制度の非課税要件は、特定医療法人や社会医療法人の場合に要求される役員数や同族制限の基準は含まれておらず、社会保険診療報酬80%基準の枠内にすべての介護保険収入やほとんどの予防接種が盛り込まれることになりました。これは医療法人の要望に十分応える、エポックメイキングな制度と評価できるでしょう。

事業承継を迫られている持分あり法人、持分なしへの移行を模索している法人等に対し、当協会は新制度の周知、普及に力を注いでいく方針です。

⑤社会医療法人を取り巻く税制上の環境整備

社会医療法人には法人税や固定資産税等の非課税措置が講じられていますが、認定要件の厳しさや認定取消し時の一括課税等の問題がありました。

これらの改善にむけて、当協会が力を注いできた結果、次のような成果が得られています。

- i) 認定取消し時の一括課税は、一定要件の下で分割課税とされました。
- ii) 都道府県境を挟んで一体的に医療提供がなされている場合、開設医療施設の所在する全都道府県で救急医療等確保事業の認定を受けなければ

ならないとの要件が緩和されました。

iii) 認定要件の社会保険診療収入80%基準が大幅に緩和され、医療系以外の介護保険収入や予防接種に係る収入にまで枠が拡大されました。

iv) 精神疾患及び小児疾患の業務実績基準判定において、時間外等診療件数のカウントがしやすくなりました。

今後もさらにより制度作りに向け、社会医療法人の要望を反映させていく方針です。

⑥特定医療法人制度の再検討

平成15年度税制改正で抜本的な改正が行われて以来、特定医療法人には特段の見直しが行われてきませんでした。

そこで、当協会では会員のニーズに応えるべく、粘り強く要件緩和を要望してきたところです。

これが功を奏して平成30年度税制改正では、社会保険診療収入80%基準が大幅に緩和され、社会医療法人や認定医療法人と同様、すべての介護保険収入や分娩、予防接種に係る収入まで80%の枠内でカウントできることとなりました。

帳簿書類の記録、保存や不適正な経理のないことという新たな要件は追加されましたが、この際、自らも襟を正す覚悟でさらに制度の改善に取り組んでいきます。

(3) 医療法人会計基準の普及

当協会は四病院団体協議会や会計専門家と長年協力し、医療法人会計基準の制定に努めてまいりましたが、その努力の甲斐あってようやく平成25年度にこの作業が実を結び、厚労省から通知として発出されました。これは医療法人制度の歴史において大きなエポックを画したと言っても過言ではありません。

今後は本基準をできるだけ多くの医療法人に活用してもらうことにより、個々の法人ばかりか、全国の医療法人の正確な経営状況の把握と、それが診療報酬や各種医療制度に反映されるようにすべきです。このため当協会は全力を挙げて、医療法人会計基準の普及に取り組んでいきます。

(4) 医療安全、医療事故調査制度への取り組み

平成28年度の医療事故調査制度見直し論議の際、当協会は①拙速な見直しはすべきでない、②見直しをするのであれば刑法第211条の業務上過失致死傷罪や、医師法第21条の異状死体等の届出義務との関係を整理した上で実施すべきである旨、主張しました。

当協会の主張通り、拙速な見直しは回避されました。

平成29年度には医療安全部会を中心に、医療事故調査制度の運用を注視し、問題や誤解がある場合は迅速に異議申立て、反論を行うなどしてきました。

これらの活動を踏まえ、平成30年度も当協会は医療安全、医療事故調査問題に率先して取り組んでまいります。

2 医療法人の経営近代化及び安定化

(1) 医業経営管理を語る会

平成21年度から、医療法人経営者が「本音を語る会」を立ち上げました。「合宿」形式で、公式の会では語れないこと、隣の医療事業者には教えたくないことなどを語れる場、規模別、機能別に分かれた車座談義のような会合です。

過去3回開催しましたが、優れた講師に意欲的な出席者が集まり、大成功を収めました。今後とも、折を見て開催していきます。うまくいけば、参加した法人の経営改善と会員増強に繋がるのではないかという期待を込めた企画です。

(2) 経営講座の開講

医療法改正や診療報酬改定、税制改正等、医療法人の経営環境は年々めまぐるしく変化しています。医療法人経営者はこれらの変化の意味を時代に先駆けて読み取り、変革を実践していかなければなりません。

それを支援するため平成24年度から経営講座を開設し、医師・看護師不足等の人事・労務問題、病床稼働率の向上、地域連携の促進、経営診断等について、定期的に研修会を開催していますが、今後も内容の充実を図ってま

いります。

その一環として地方での開講も企画するなどして、支部組織の活性化につなげていきたいと存じます。

(3) 医療法人の資金調達の支援

民間病院が資金調達で多様な方法を持つことは非常に重要なため、当協会では長く多様化の方法の研究や、福祉医療機構の存続に向けた関係各方面への働きかけを行ってきました。

最近では不動産賃貸を通じたヘルスケアリートと呼ばれる資金調達手法について、関係省庁を交えてガイドラインがつくられたところです。民間医療機関にとって新たな資金調達手段となるものですが、今後の利用状況において医業経営を圧迫するような事態が生じることのないよう、注視してまいります。

(4) 災害支援体制の充実

近年の自然災害の増加に対応すべく、災害発生時には迅速に情報収集を実施するとともに、他の支援システムと緊密な連携を図りつつ、医師、看護師等の医療従事者を会員病院から被災地域の会員病院に派遣する仕組みを検討し、会員相互の協力を強化します。

(5) その他

医療法人の経営の近代化、安定化のため、必要に応じて各種の支援事業を実施していきます。

3 会員の増強と組織強化

次の事業を実施します。

- ①正会員、賛助会員を増強する。
- ②会員増強のためのプロジェクトチームを設置する。
- ③その他諸問題への迅速な対応を図るため適宜プロジェクトチームを設置する。

4 情報化への対応

情報化を促進するため、次の事業を実施します。

- ①インターネットを活用した情報伝達の迅速化、会員相互の情報交換促進
- ②機関誌『日本医療法人協会ニュース』の毎月発行
- ③各支部及び会員からの情報提供の促進

5 全国医療法人経営セミナーの開催

第33回全国医療法人経営セミナーを埼玉県で開催します。

6 医療関係団体との協力・連携

四病院団体協議会、日本病院団体協議会、日本社会医療法人協議会等の病院団体や、日本医師会、各種医療関係団体と綿密に連携していきます。

7 日本医療事業協同組合及び医法会に対する支援

関連組織である両団体に、必要に応じて支援措置を講じていきます。

8 事務局の移転

耐震化の必要性も踏まえ、事務局の移転の検討を進めます。